

ねんきん「コーナー」

国民年金保険料免除制度

20歳から満60歳までの40年間、全期間国民年金保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則10年(120月)あることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、「全額免除」や「一部納付(一部免除)」が承認されます。

これらの保険料免除期間(一部納付を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来

の老齢基礎年金の額が少なくなり、免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、3年目からは加算額が付きまます。

令和2年度の免除などの申請期間

7月1日(水)から年金事務所または役場担当窓口で受付を開始します。年金手帳と印かんをお持ちになり手続きしてください。

※7月から令和3年6月までの期間を対象として審査します。

※申請は原則として毎年度必要です。

退職(失業)による特例免除制度

退職(失業)した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利用することができまます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書の写しが必要です。

若年者納付猶予制度

50歳未満の方については、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

この場合、世帯主の所得は審査の対象外となり、本人・配偶者の前年の所得で審査することになります。

学生納付特例制度

学生の場合は、「学生納付特例」の申請となります。

在学証明もしくは学生証(両面の写し)の添付が必要です。免除の対象期間は、申請日が1月から4月の場合、前年の4月からその年の3月まで、4月以降の場合は、その年の4月から翌年3月までとなります(4月は両期間申請が可能)。

また、平成26年4月から、(申請時点より)過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。詳しくは、左記までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 3411616

有料広告

『自然にかえる。樹木葬』

安心の永代供養

生前申込みOK

お気軽にHPやフリーコールまでお問合せください

宗旨・宗派不問

継承者不要

ドリーマーでは優良な樹木葬をご案内させていただきます

高知市内 5ヶ所

四万十市 1ヶ所

ドリーマー

検索

お葬儀に関するご相談承ります

ドリーマー中村葬祭館

0120-129-432